

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（公衆衛生上講ずべき措置の基準）</u></p> <p><u>第2条</u> 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>（飲食店営業等の施設の公衆衛生上必要な基準）</u></p> <p><u>第3条</u> 法第51条の飲食店営業等の施設の公衆衛生上必要な基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条の営業のうち第1号から第3号まで、第10号、第12号及び第14号に掲げる営業であって、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）に施設を設け、営業の場所を移動する形態のもの（以下「移動食品営業」という。）の施設の公衆衛生上必要な基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p><u>（適用除外）</u></p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>（営業許可証の交付等）</u></p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>（営業の廃止等の届出）</u></p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>（死亡等の届出）</u></p> <p><u>第7条</u> [略]</p>	<p><u>（飲食店営業等の施設の公衆衛生上必要な基準）</u></p> <p><u>第2条</u> 法第51条の飲食店営業等の施設の公衆衛生上必要な基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条の営業のうち第1号から第3号まで、第10号、第12号及び第14号に掲げる営業であって、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）に施設を設け、営業の場所を移動する形態のもの（以下「移動食品営業」という。）の施設の公衆衛生上必要な基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p><u>（適用除外）</u></p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p><u>（営業許可証の交付等）</u></p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>（営業の廃止等の届出）</u></p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>（死亡等の届出）</u></p> <p><u>第6条</u> [略]</p>

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第8条 [略]

(手数料)

第9条 別表第4の事務欄に掲げる事務につき、名称欄に掲げる手数料を徴収する。

2 [略]

(補則)

第10条 [略]

別表第1 (第2条関係)

衛生 的措 置	施設の管理	施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。
	食品取扱設備の管理	機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。
	給水及び汚物処理	1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。
	食品等の取扱い	腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。
	従事者に係る衛生管理	1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。
	衛生検査	営業者は、製造又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を保存すること。
衛生上の管理運営	営業者は、この基準に基づき、営業の形態に応じ	

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第7条 [略]

(手数料)

第8条 別表第3の事務欄に掲げる事務につき、名称欄に掲げる手数料を徴収する。

2 [略]

(補則)

第9条 [略]

	て施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する事項を定め、従事者に周知徹底すること。
管理運営に関する責任者	営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、当該従事者のうちから施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する責任者を定めておくこと。
回収又は廃棄及び公表に関する措置	<p>1 営業者は、法第3条第1項に規定する販売食品等（以下「販売食品等」という。）に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収し、又は廃棄できるよう、回収及び廃棄に係る体制を整備し、並びに具体的な回収及び廃棄の方法の手順を定めること。</p> <p>2 営業者は、販売食品等の回収又は廃棄を行う場合は、消費者への注意喚起のため、当該販売食品等の回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めること。</p>
その他公衆衛生上講ずべき措置の基準	知事が別に定める。

別表第2（第3条関係）

1 共通基準

[略]	
施設	[略]
の設	給水   水道水又は水道水以外の水であって保健所等の検査に

別表第1（第2条関係）

1 共通基準

[略]	
施設	[略]
の設	給水   水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道に

備	設備	より飲用に適するもの（以下「飲用に適する水」という。）を十分に供給することのできる設備が備えられていること。
[略]		

2 業種別基準

[略]	
めん類製造業	[略]
[略]	

3 [略]

別表第3（第3条関係）

[略]

別表第4（第9条関係）

事務	名称	金額
[略]		
法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	[略]
[略]		

備	設備	より供給される水（以下「水道水」という。）又は水道水以外の水であって保健所等の検査により飲用に適するもの（以下「飲用に適する水」という。）を十分に供給することのできる設備が備えられていること。
[略]		

2 業種別基準

[略]	
麺類製造業	[略]
[略]	

3 [略]

別表第2（第2条関係）

[略]

別表第3（第8条関係）

事務	名称	金額
[略]		
法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	[略]
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条の規定の適用がある場合には、この条例による改正前の食品衛生法施行条例第2条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法」とする。